

高崎市告示第263号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成21年 9月 1日

高崎市長 松浦 幸雄

1 中間検査を行う区域

高崎市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

法第6条第1項各号に掲げる一の建築物の建築（新築、増築又は改築）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は除く。

- (1) 地階を除く階数が1の建築物
- (2) 地階を除く階数が2以上のもので、かつ、延べ床面積100㎡以下の建築物
- (3) 法第18条に規定する国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- (4) 法第85条第4項に規定する仮設建築物
- (5) 法第68条の11第1項の規定により型式部材等の製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物
- (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (7) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条による住宅瑕疵担保責任保険契約が行われ、現場審査を受ける建築物
- (8) 住宅金融支援機構からの融資又は同支援機構の証券化支援事業を活用した金融機関からの融資を受けて建設する住宅で、現場審査（中間時）に合格した建築物
- (9) 工事種別が移転により新築扱いとなる建築物
- (10) 丸太組構法（平成14年国土交通省告示第411号に定める構法をいう。）を用いた建築物

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄に掲げる工事を特定工程とし、同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
(1) 木造の建築物	構造耐力上主要な軸組み工事及び屋根の小屋組工事の工程	構造耐力上主要な軸組み及び耐力壁を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程
(2) 建築基準法施行令第80条の2第1号の規定に基づく構造耐力上主	耐力壁の工事及び屋根の小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程

要な部分に、枠組み壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める構法をいう。）を用いた建築物		
(3) 鉄骨造	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版の取付工事の工程	鉄骨の接合部を覆う床、壁、天井又は耐火被覆を設ける工事の工程
(4) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、組積造	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版の配筋工事の工程	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階のコンクリートを打設する工事の工程
(5) 上記以外の構造	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版の取付工事の工程	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版と壁の接合部を覆う工事の工程
備考		
<p>1 混構造建築物については、当該建築物のいずれかの構造が左欄に掲げる構造に該当し、中欄に掲げる工事を完了したときに中間検査を行う。ただし、複数の構造が左欄に掲げる構造に該当し、かつ、中欄に掲げる工事を行うときは、それらのうち延べ床面積の大きい部分の構造に係る中欄に掲げる工事を完了したときに中間検査を行う。</p> <p>2 建築物の規模、敷地又は周辺状況により段階的に工事を行う場合においては、最初に特定工程の工事を完了する範囲を中間検査の対象とする。</p>		

5 その他

1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

2 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

3 施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、この告示による廃止前の建築基準法の規定による特定工程等の指定の告示（平成21年高崎市告示第129号）に定めるところによる。

4 建築基準法の規定による特定工程等の指定の告示（平成21年高崎市告示第129号）は、平成21年9月30日限り廃止する。